

平成 2 8 年 1 1 月 藤 枝 市 議 会
定 例 会 議 案

平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日
藤 枝 市 長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 6 3 号議案	平成 2 8 年度藤枝市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 6 4 号議案	平成 2 8 年度藤枝市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 6 5 号議案	藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例	1
第 6 6 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
第 6 7 号議案	藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
第 6 8 号議案	藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	21
第 6 9 号議案	藤枝市議会等に出頭する選挙人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	22
第 7 0 号議案	藤枝市税条例等の一部を改正する条例	23
第 7 1 号議案	藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例	34
第 7 2 号議案	藤枝市都市公園条例の一部を改正する条例	36
第 7 3 号議案	藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	39
第 7 4 号議案	藤枝市地域経済を支える「がんばる中小企業」振興基本条例	41
第 7 5 号議案	藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例の一部を改正する条例	46
第 7 6 号議案	藤枝市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例	47
第 7 7 号議案	藤枝市景観条例	49
第 7 8 号議案	藤枝市医学生等修学資金貸付条例	55
第 7 9 号議案	市道路線の認定について	61
第 8 0 号議案	市有財産（土地）の取得について	62
第 8 1 号議案	建設工事請負契約の締結について（農道北方中部 2 号線災害復旧工事）	63
第 8 2 号議案	藤枝総合運動公園の指定管理者の指定について	64
第 8 3 号議案	藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコートの指定管理者の指定について	65
第 8 4 号議案	藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者の指定について	66
第 8 5 号議案	養護老人ホーム藤枝市立円月荘の指定管理者の指定について	67
第 8 6 号議案	藤枝市老人福祉センター藤美園の指定管理者の指定について	68
第 8 7 号議案	いきいきサロン藤の里の指定管理者の指定について	69
第 8 8 号議案	藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者の指定について	70
第 8 9 号議案	藤枝市岡部玉露の里の指定管理者の指定について	71
第 9 0 号議案	藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者の指定について	72

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部を改正する条例

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和 36 年藤
枝市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 160」に、「100 分の 1
60」を「100 分の 165」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 平成 28 年 12 月に支給する期末手当の額に係る改正後の第 4 条第 2 項の規定
の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは「100 分の 170」
とする。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年藤枝市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の205」を「100分の210」に、「100分の220」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年12月1日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 平成28年12月に支給する期末手当の額に係る改正後の第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは「100分の230」とする。

藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については、1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「該当する」を「掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「職員となった日の属する月の翌日、扶養親族」を「職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第18条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に改める

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	225,300	252,500	284,800	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	227,100	254,600	287,000	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	228,800	256,700	289,300	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	230,700	259,000	291,400	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	232,600	260,800	293,500	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	234,500	262,900	295,700	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	236,100	265,000	298,000	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,000	267,300	300,100	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	239,800	269,400	302,200	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,500	271,600	304,500	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,300	273,900	306,600	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	276,100	308,900	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,600	278,100	310,800	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	248,300	280,400	312,900	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,800	282,600	315,100	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	218,000	251,500	284,800	317,200	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,700	253,300	286,800	319,200	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,400	255,100	289,000	321,200	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	223,000	256,800	291,300	323,400	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,700	258,700	293,500	325,500	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	227,000	260,500	295,400	327,400	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	228,800	262,500	297,800	329,500	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	230,400	264,300	300,000	331,500	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	231,900	266,300	302,200	333,700	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	233,500	268,400	304,200	335,600	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	235,100	270,500	306,500	337,700	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	236,700	272,500	308,800	339,700	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	238,100	274,500	311,000	341,800	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	239,800	276,400	313,100	343,500	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	241,400	278,500	315,200	345,500	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	242,600	280,600	317,400	347,500	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	244,200	282,500	319,600	349,300	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	245,800	284,600	321,500	351,300	381,300	426,500	461,400
	34	193,500	247,600	286,700	323,600	353,100	382,700	427,800	462,200
	35	195,200	249,100	288,700	325,500	354,900	384,200	429,100	462,900
	36	197,000	250,600	290,700	327,500	356,700	385,800	430,300	463,500
	37	198,600	252,000	292,700	329,600	358,500	387,200	431,500	464,000
	38	200,300	253,600	294,700	331,600	360,000	388,400	432,300	464,600
	39	202,100	255,400	296,800	333,700	361,700	389,600	433,100	465,200
	40	203,900	257,300	298,900	335,700	363,400	390,700	433,900	465,800
41	205,700	259,300	300,800	337,400	364,500	391,800	434,500	466,300	

42	207,400	261,300	302,900	339,400	366,100	393,000	435,200	466,800
43	209,200	263,200	304,900	341,300	367,700	394,200	435,900	467,200
44	211,000	265,000	306,900	343,300	369,300	395,300	436,600	467,500
45	212,500	267,000	308,900	345,200	370,500	396,000	437,400	467,800
46	214,400	268,700	311,000	347,000	371,800	396,700	438,200	468,100
47	216,300	270,600	313,000	348,900	373,100	397,400	438,600	468,400
48	218,100	272,200	315,100	350,800	374,400	398,100	439,300	468,700
49	220,000	274,100	316,800	352,600	375,600	398,700	439,800	469,000
50	221,900	275,900	318,800	354,300	376,900	399,300	440,200	469,300
51	223,600	277,800	320,800	356,000	378,100	399,800	440,600	469,600
52	225,500	279,800	322,900	357,700	379,300	400,200	441,000	469,900
53	227,100	281,600	324,500	359,200	380,400	400,600	441,400	470,200
54	228,900	283,600	326,500	360,500	381,500	400,900	441,800	470,500
55	230,700	285,500	328,600	361,800	382,400	401,200	442,200	470,800
56	232,600	287,100	330,600	363,200	383,500	401,500	442,500	471,100
57	233,900	288,500	332,500	364,700	384,400	401,800	442,800	471,400
58	235,600	290,100	334,500	365,600	385,200	402,100	443,200	
59	237,200	291,600	336,500	366,700	386,000	402,400	443,500	
60	238,800	293,200	338,400	367,800	386,900	402,700	443,800	
61	240,200	295,000	340,200	368,500	387,600	403,000	444,100	
62	241,700	296,500	342,100	369,500	388,400	403,300	444,400	
63	242,900	298,000	344,000	370,300	389,100	403,600	444,700	
64	244,300	299,500	345,900	371,300	389,800	403,900	445,000	
65	245,700	300,900	347,300	372,100	390,300	404,200	445,300	
66	247,000	302,600	348,700	372,900	390,900	404,500	445,600	
67	248,300	304,100	350,100	373,700	391,600	404,800	445,900	
68	249,900	305,800	351,600	374,500	392,200	405,100	446,200	
69	251,000	307,100	353,300	375,000	392,800	405,300	446,500	
70	252,500	308,700	354,200	375,600	393,300	405,600	446,800	
71	253,800	310,200	355,400	376,300	393,800	405,900	447,100	
72	255,400	311,800	356,400	376,800	394,200	406,200	447,400	
73	256,700	313,500	357,300	377,300	394,600	406,400	447,700	
74	258,100	315,100	358,400	377,800	395,000	406,700	448,000	
75	259,400	316,600	359,200	378,500	395,400	407,000	448,300	
76	260,700	318,200	360,300	379,100	395,800	407,200	448,600	
77	261,900	319,600	361,200	379,600	396,100	407,400	448,900	
78	263,300	320,800	361,900	380,200	396,400	407,700	449,200	
79	264,600	322,000	362,500	380,900	396,700	408,000	449,500	
80	265,900	323,200	363,200	381,500	397,000	408,200	449,800	
81	267,100	324,000	363,700	382,000	397,300	408,400	450,100	
82	268,300	324,800	364,300	382,500	397,600	408,700	450,400	
83	269,600	325,500	365,000	383,000	397,900	409,000	450,700	
84	270,900	326,400	365,700	383,500	398,200	409,200	451,000	
85	271,900	327,200	365,900	384,000	398,500	409,400	451,300	
86	273,200	327,700	366,500	384,500	398,800	409,700		
87	274,500	328,500	367,200	385,000	399,100	410,000		
88	275,800	329,300	367,800	385,500	399,400	410,300		
89	277,000	330,100	368,200	386,000	399,700	410,600		
90	278,100	330,800	368,800	386,500	400,000	410,900		
91	279,100	331,400	369,500	387,000	400,300	411,200		
92	280,200	332,100	370,100	387,500	400,600	411,500		
93	281,400	332,600	370,600	387,900	400,900	411,800		

94	282,400	333,000	371,200	388,300	401,200	412,100		
95	283,400	333,500	371,800	388,700	401,500	412,400		
96	284,400	334,200	372,500	389,100	401,800	412,700		
97	285,200	334,500	372,900	389,500	402,100	413,000		
98		334,800	373,500	389,900	402,400	413,300		
99		335,300	373,900	390,300	402,700	413,600		
100		335,800	374,400	390,700	403,000	413,900		
101		336,300	374,800	391,100	403,300	414,200		
102			375,400	391,500	403,600			
103			376,000	391,900	403,900			
104			376,600	392,300	404,200			
105			377,200	392,700	404,500			
106				393,100	404,800			
107				393,500	405,100			
108				393,900	405,400			
109				394,300	405,700			
110				394,700				
111				395,100				
112				395,500				
113				395,900				
114				396,300				
115				396,700				
116				397,100				
117				397,500				
118				397,900				
119				398,300				
120				398,700				
121				399,100				
122				399,500				
123				399,900				
124				400,300				
125				400,700				
126				401,100				
127				401,500				
128				401,900				
129				402,300				
130				402,700				
131				403,100				
132				403,500				
133				403,900				
134				404,300				
135				404,700				
136				405,100				
137				405,500				
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条の3に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	141,600	191,900	228,700	262,100	287,300
	2	142,700	193,700	230,600	264,000	289,500
	3	143,900	195,500	232,500	265,700	291,700
	4	145,000	197,300	234,200	267,700	293,900
	5	146,100	198,800	235,800	269,600	295,800
	6	147,100	200,500	237,500	271,600	298,000
	7	148,200	202,200	239,300	273,400	300,100
	8	149,300	203,800	241,000	275,400	302,300
	9	150,400	205,500	242,600	277,500	304,400
	10	151,800	207,300	244,500	279,300	306,700
	11	153,000	209,000	246,200	281,200	308,800
	12	154,300	210,700	247,900	283,200	311,100
	13	155,600	212,100	249,600	285,200	313,100
	14	157,100	214,000	251,300	287,200	315,200
	15	158,600	215,800	252,800	289,000	317,300
	16	160,100	217,500	254,200	290,900	319,400
	17	161,400	219,300	255,500	293,000	321,600
	18	162,900	221,100	257,100	295,100	323,600
	19	164,400	223,000	258,700	297,200	325,700
	20	165,900	224,700	260,500	299,000	327,700
	21	167,200	226,300	261,800	301,000	329,600
	22	169,900	228,100	263,600	303,100	331,600
	23	172,500	229,900	265,200	305,200	333,700
	24	175,100	231,700	266,400	307,200	335,800
	25	177,800	233,000	268,300	309,000	337,300
	26	179,400	234,200	269,900	311,000	339,300
	27	181,100	235,200	271,500	313,100	341,200
	28	182,800	236,600	273,200	315,200	343,200
	29	184,300	237,600	274,800	317,000	345,100
	30	186,100	239,000	276,500	319,000	346,900
	31	187,800	240,100	278,200	321,000	348,700
	32	189,600	241,200	280,000	323,100	350,600
	33	191,200	242,600	281,600	324,800	352,500
	34	192,700	243,900	283,300	326,600	354,100
	35	194,200	245,200	285,000	328,500	355,900
	36	195,600	246,500	286,600	330,500	357,500
	37	196,900	247,500	288,300	332,400	358,900
	38	198,200	249,000	289,900	334,400	360,100
	39	199,500	250,500	291,600	336,400	361,300
	40	200,800	252,000	293,300	338,200	362,500
41	202,100	253,100	294,900	340,000	363,700	

42	203,400	254,500	296,600	341,900	364,400
43	204,700	255,700	298,100	343,800	365,300
44	206,000	257,000	299,800	345,700	366,200
45	207,200	258,100	301,300	347,100	367,100
46	208,400	259,300	302,900	348,500	367,900
47	209,700	260,600	304,600	350,000	368,700
48	211,000	261,900	306,100	351,600	369,500
49	212,200	263,000	307,300	353,200	370,300
50	213,300	264,100	308,900	354,000	371,000
51	214,300	265,200	310,400	355,100	371,600
52	215,400	266,500	311,900	356,100	372,200
53	216,600	267,600	313,600	357,000	372,800
54	217,600	268,900	315,100	358,100	373,400
55	218,600	270,100	316,700	359,100	374,000
56	219,500	271,100	318,200	360,200	374,400
57	220,300	272,300	319,500	361,100	374,900
58	221,300	273,400	320,600	361,700	375,400
59	222,100	274,500	321,800	362,400	376,000
60	223,100	275,500	323,000	363,100	376,500
61	223,900	276,600	323,700	363,600	376,800
62	224,900	277,600	324,700	364,200	377,300
63	225,900	278,600	325,200	364,900	377,800
64	226,900	279,600	326,100	365,600	378,300
65	227,700	280,200	326,900	366,000	378,700
66	228,600	281,000	327,400	366,600	379,200
67	229,500	281,900	328,200	367,300	379,800
68	230,600	282,800	328,800	368,000	380,400
69	231,200	283,800	329,600	368,500	380,800
70	232,000	284,600	330,300	369,100	381,200
71	232,600	285,200	330,900	369,800	381,600
72	233,400	286,000	331,600	370,500	382,000
73	233,900	286,700	332,100	371,000	382,400
74	234,500	287,200	332,600	371,600	382,800
75	235,000	287,700	333,200	372,200	383,200
76	235,600	288,000	333,700	372,500	383,600
77	236,300	288,100	334,000	372,700	384,000
78	237,100	288,500	334,400	373,000	384,400
79	237,700	288,700	334,900	373,200	384,800
80	238,400	289,100	335,400	373,500	385,200
81	239,000	289,200	335,700	373,600	385,600
82	239,500	289,500	336,100	373,900	386,000
83	240,100	289,900	336,600	374,200	386,400
84	240,800	290,200	337,100	374,500	386,800
85	241,500	290,500	337,600	374,800	387,200
86	242,000	290,600	338,000	375,000	387,600
87	242,500	290,800	338,500	375,400	388,000

88	243,200	291,200	339,000	375,600	388,400
89	244,000	291,500	339,400	376,000	388,800
90	244,500	291,900	339,900	376,300	389,200
91	244,900	292,200	340,300	376,600	389,600
92	245,300	292,600	340,700	376,800	390,000
93	245,600	292,700	340,900	377,400	390,400
94	246,100	293,100	341,400	377,700	390,800
95	246,600	293,400	341,900	378,000	391,200
96	247,000	293,600	342,300	378,200	391,600
97	247,300	293,800	342,500	378,500	392,000
98	247,800	294,200	343,000	378,800	392,400
99	248,300	294,600	343,500	379,300	392,800
100	248,800	295,000	344,000	379,400	393,200
101	248,900	295,200	344,100	379,800	393,600
102			344,600		394,000
103			345,000		394,400
104			345,400		394,800
105			345,600		395,200
106			346,100		395,600
107			346,600		396,000
108			347,100		396,400
109			347,300		396,800
110			347,800		397,200
111			348,300		397,600
112			348,700		398,000
113			348,900		398,400
114			349,300		
115			349,600		
116			350,000		
117			350,100		
118			350,500		
119			351,000		
120			351,400		
121			351,600		
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900

備考 この表は、地方公務員法第57条に規定する単純労務に雇用される職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
	2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
	7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
	15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
	16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
	17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
	18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
	19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
	20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
	21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
	22	319,400	394,500	449,000	514,700	602,600
	23	322,900	397,100	451,400	516,600	603,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500	604,600
	25	329,900	401,800	455,800	520,200	605,600
	26	332,700	404,100	458,100	522,000	606,600
	27	335,300	406,400	460,300	523,800	607,600
	28	337,900	408,700	462,600	525,600	608,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400	609,600
	30	342,800	413,100	467,100	529,200	610,600
	31	345,000	415,100	469,400	531,000	611,600
	32	347,400	417,200	471,600	532,800	612,600
	33	349,700	419,300	473,600	534,400	613,600
	34	352,100	421,200	475,700	536,200	614,600
	35	354,300	423,200	477,800	537,900	615,600
	36	356,800	425,200	479,900	539,700	616,600
	37	359,200	427,200	482,000	541,300	617,600
	38	361,600	429,200	483,800	542,900	
	39	364,000	431,200	485,600	544,300	
	40	366,200	433,200	487,400	545,900	
41	368,500	435,100	489,100	547,400		

42	369,900	436,900	490,900	548,800	
43	371,400	438,600	492,700	550,200	
44	372,800	440,400	494,500	551,500	
45	374,300	442,300	496,100	552,700	
46	375,700	444,100	497,800	553,700	
47	377,200	445,900	499,600	554,700	
48	378,700	447,600	501,400	555,700	
49	379,900	449,400	503,000	556,700	
50	380,900	451,100	504,300	557,600	
51	381,900	452,900	505,600	558,500	
52	382,800	454,700	506,900	559,400	
53	383,800	456,600	508,100	560,200	
54	384,700	457,800	509,400	561,100	
55	385,600	459,000	510,700	562,000	
56	386,500	460,200	512,000	562,900	
57	387,400	461,400	513,000	563,800	
58	388,300	462,400	513,800	564,700	
59	389,100	463,400	514,600	565,600	
60	389,900	464,400	515,400	566,300	
61	390,600	465,200	516,300	567,200	
62	391,100	465,900	517,100	568,100	
63	391,500	466,600	518,000	569,000	
64	392,000	467,300	518,800	569,900	
65	392,300	468,000	519,700	570,800	
66		468,700	520,600	571,700	
67		469,400	521,300	572,600	
68		470,100	522,200	573,500	
69		470,500	523,100	574,400	
70		471,200	523,900	575,300	
71		471,900	524,800	576,200	
72		472,600	525,700	577,100	
73		473,000	526,500	578,000	
74		473,600	527,400	578,900	
75		474,300	528,300	579,800	
76		475,000	529,000	580,700	
77		475,400	529,800	581,600	
78		476,000	530,700	582,500	
79		476,600	531,600	583,400	
80		477,100	532,500	584,300	
81		477,700	533,300	585,200	
82		478,200	534,200	586,100	
83		478,700	535,100	587,000	
84		479,200	536,000	587,900	
85		479,600	536,800	588,800	
86		480,200	537,700	589,700	
87		480,600	538,600	590,600	

88		481,100	539,500	591,500		
89		481,600	540,300	592,400		
90		482,200	541,200	593,300		
91		482,800	542,100	594,200		
92		483,200	543,000	595,100		
93		483,700	543,800	596,000		
94		484,300	544,700	596,900		
95		484,900	545,600	597,800		
96		485,500	546,500	598,700		
97		486,000	547,300	599,600		
98		486,600				
99		487,200				
100		487,800				
101		488,300				
102		488,900				
103		489,500				
104		490,100				
105		490,600				
106		491,200				
107		491,800				
108		492,400				
109		492,900				
110		493,500				
111		494,100				
112		494,700				
113		495,200				
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する医師たる職員で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000

7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300	
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700	
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100	
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400	
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700	
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100	
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400	
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700	
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000	

54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000		
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300		
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600		
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900		
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200		
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500		
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900		
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100		
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400		
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700		
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000		
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200		
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,800		
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	406,400		
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	407,000		
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	407,600		
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	408,200		
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	408,800		
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	409,400		
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	410,100		
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	410,700		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	411,300		
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	411,900		
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	412,300		
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	412,900		
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	413,400		
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	414,000		
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	414,600		
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	415,200		
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	415,500		
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	416,100		
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	416,400		
86		288,700	324,600	345,500	387,200	417,000		
87		288,900	324,800	345,800	387,400	417,200		
88		289,100	325,200	346,100	388,000	417,800		
89		289,500	325,600	346,500	388,300	418,300		
90		289,700	326,000	346,800	388,900	418,900		
91		289,900	326,400	347,200	389,200	419,100		
92		290,100	326,800	347,500	389,800			
93		290,500	327,100	347,900	390,200			
94		290,700	327,300	348,200	390,800			
95		290,900	327,700	348,500	391,100			
96		291,200	328,000	348,800	391,700			
97		291,600	328,200	349,100	392,100			
98		291,900	328,500	349,500	392,700			
99		292,100	328,800	349,900	393,000			

	100		292,400	329,100	350,300	393,600			
	101		292,700	329,300	350,800	394,100			
	102		292,900	329,600	351,200	394,700			
	103		293,100	330,000	351,600	394,900			
	104		293,400	330,200	352,000	395,500			
	105		293,700	330,300	352,500	395,900			
	106			330,600					
	107			331,000					
	108			331,200					
	109			331,400					
	110			331,800					
	111			332,200					
	112			332,600					
	113			332,800					
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800	

21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	

70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800		
94	280,900	314,200	347,600	365,600	392,100		
95	281,800	314,900	348,300	366,000	392,700		
96	282,800	315,500	348,900	366,300	393,300		
97	283,600	316,200	349,300	366,900	393,500		
98	284,400	316,500	349,700	367,400	394,100		
99	285,000	317,100	350,200	367,900	394,700		
100	285,900	317,800	350,600	368,400	394,900		
101	286,700	318,200	351,100	369,000	395,400		
102	287,500	318,800	351,500	369,500	395,700		
103	288,300	319,400	352,000	370,000	396,300		
104	289,100	320,000	352,400	370,400	396,500		
105	289,800	320,400	352,700	371,000	397,000		
106	290,300	320,900	353,200	371,500	397,400		
107	290,800	321,400	353,600	372,000	398,000		
108	291,300	321,900	353,900	372,500	398,100		
109	291,500	322,300	354,400	373,100	398,600		
110	291,800	322,700	354,900	373,500	398,900		
111	292,000	323,000	355,400	374,000	399,500		
112	292,400	323,300	355,900	374,500			
113	292,700	323,700	356,400	375,100			
114	292,900	324,100	356,900	375,500			
115	293,300	324,500	357,400	375,800			
116	293,600	324,800	357,800	376,000			
117	293,900	325,000	358,200	376,400			
118	294,200	325,300	358,600	376,800			
119	294,500	325,700	359,100	377,200			

	120	294,900	325,900	359,600	377,500			
	121	295,200	326,100	360,000	378,000			
	122	295,600	326,400	360,500	378,400			
	123	295,900	326,700	361,000	378,800			
	124	296,300	327,000	361,500	379,100			
	125	296,500	327,200	361,800	379,600			
	126	296,700	327,500	362,300	380,100			
	127	297,000	327,900	362,800	380,600			
	128	297,400	328,100	363,300	381,100			
	129	297,600	328,200	363,700	381,700			
	130	297,900	328,500		382,200			
	131	298,300	328,900		382,700			
	132	298,700	329,100		383,200			
	133	298,900	329,400		383,800			
	134	299,200	329,800		384,300			
	135	299,600	330,200		384,700			
	136	299,900	330,600					
	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、市の医療機関（市立総合病院を除く。）に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成28年12月1日から施行し、改正後の藤枝市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第8条及び第9条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の藤枝市職員の給与に関する条例（第4項において「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例（勤勉手当については改正後の条例第18条第2項及び附則第5項）の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当の特例）

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間（次項において「経過期間」という。）における改正後の条例第8条第3項の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については、1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき8,000円（扶養手当を受けようとする職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円（扶養手当を受けようとする職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とする。

4 経過期間においては、改正後の条例第9条第1項の規定を適用せず、改正前の条例第9条第1項の規定は、なおその効力を有するものとして同項の規定を適用する。

（勤勉手当の額の特例）

5 平成28年12月に支給する勤勉手当の額に係る改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100

分の90」に、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

(規則への委任)

- 6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

藤枝市議会等に出頭する選挙人等の実費弁償に関する条例の一部を改正
する条例

藤枝市議会等に出頭する選挙人等の実費弁償に関する条例（昭和31年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第4号中「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第5号中「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第6号中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改め、同条第7号中「第29条」を「第35条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市税条例等の一部を改正する条例

(藤枝市税条例の一部改正)

第1条 藤枝市税条例(昭和29年藤枝市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「すでに」を「既に」に、「次項」を「この条に」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたと

きは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条第2項第1号中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は

同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第131条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第3条の2第1項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改め、同条第2項中「資本金等の額」の次に「（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）をいう。）」を加え、「ついでに」を「あつては」に改める。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第7項を第13項とし、同項の前に次の1項を加える。

12 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第10条の2中第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とする。

附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対

象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第37条の2第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（藤枝市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 藤枝市税条例の一部を改正する条例（平成27年藤枝市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の

6 様式」に改め、同表第 98 条第 4 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 様式」に改め、同条第 7 項中「、新条例」を「、藤枝市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。）、」を削り、同表第 100 条の 2 の項中「第 100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 10 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 9 項」を「第 9 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 100 条の 2 の項の項中「第 100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 12 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 11 項」を「第 11 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 100 条の 2 の項の項中「第 100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 14 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 13 項」を「第 13 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 100 条の 2 の項の項中「第 100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中藤枝市税条例第 19 条の改正規定並びに同条例第 43 条、第 48 条及び第 50 条の改正規定並びに第 2 条中藤枝市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年藤枝市条例第 27 号）附則第 5 条第 7 項の改正規定（「、新条例」を「、藤枝市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 4 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中藤枝市税条例附則第 6 条の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成 30 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の藤枝市税条例（以下「新条例」という。）第 4

- 3 条第 4 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第 4 3 条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 2 新条例附則第 6 条の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第 4 8 条第 5 項及び第 5 0 条第 4 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第 4 8 条第 3 項又は第 5 0 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例附則第 2 0 条の 2 の規定は、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第 1 0 条の 2 第 5 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第 1 0 条の 2 第 6 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロに規定する設備に対して課する平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第 1 0 条の 2 第 7 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イに規定する設備に対して課する平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第 1 0 条の 2 第 8 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロに規定する設備に対して課する平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例

藤枝市都市計画税条例(昭和31年藤枝市条例第9号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、
「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」
に改める。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第
30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「附
則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び
第6項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第5項から第7項まで」
を「附則第6項から第8項まで」に、「附則第7項」を「附則第8項」に、「附則
第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、
附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第3項」に、「第20項」を「第19項」
に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第3項」に、「第20項」を「第19項」
に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第3項」に、「第20項」を「第19項」
に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第2項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第3項とし、附則
第1項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

2 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の藤枝市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

藤枝市都市公園条例の一部を改正する条例

藤枝市都市公園条例(昭和40年藤枝市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第20条の2に次の3項を加える。

- 3 第1項の規定により、指定公園の管理を指定管理者が行う場合に当たっては、利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 5 第1項の規定により、指定公園の管理を指定管理者が行う場合に当たっては、利用料金は、指定管理者の収入とする。

別表第2(7)の部中

「

(3) 総合運動公園多目的広場で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	人工芝広場	1日全面	7,600
	クレー広場	1日全面	2,160

」を

「

(3) 総合運動公園多目的広場で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	人工芝広場	午前8時から 午前12時まで	全面	3,800
		午後1時から 午後5時まで	全面	3,800
		午後6時から 午後9時まで	全面	7,100
		午前8時から 午後5時まで	全面	7,600
		午後1時から 午後9時まで	全面	10,900
		午前8時から	全面	14,700

		午後9時まで		
	クレー広場	午前8時から 午前12時まで	全面	1,080
		午後1時から 午後5時まで	全面	1,080
		午前8時から 午後5時まで	全面	2,160

」に改め、

同表備考を次のように改める。

備考

- 1 総合運動公園多目的広場を半面使用するときは、それぞれ当該使用料の2分の1の額とし、10円未満は切上げとする。
- 2 午前8時から午後6時までの間に人工芝広場の照明設備を使用するときは、使用の許可を得た時間1時間につき1,420円を加算した使用料を徴収する。
- 3 藤枝市民、市内の事業所等に勤務する者及び市内の事業所等以外のものが、総合運動公園多目的広場を使用するときは、当該使用料の50%に相当する額を加算する。

別表第3中

「

藤枝総合運動公園	(1) 第4条及び第5条の3の許可に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
----------	--

」を

「

藤枝総合運動公園	(1) 第4条及び第5条の3の許可に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 利用料金の徴収に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
----------	---

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成29年4月1日以後の多目的広場の使用について適用し、同日前までの使用については、なお従前の例による。

藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤枝市国民健康保険税条例（昭和32年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 1 項を附則第 2 3 項とし、附則第 1 3 項から附則第 2 0 項までを 2 項ずつ繰り下げ、附則第 1 2 項の次に次の 2 項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項（同法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 2 3 条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 2 3 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項（同法第 1 2 条第 6 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額

(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の附則第13項及び第14項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

藤枝市地域経済を支える「がんばる中小企業」振興基本条例

温暖な気候や水資源など豊かな自然環境に恵まれた藤枝市は、山間部と平野部をつなぐ物流及び交易の結節点として、また街道を往来する多くの人々に物資やサービスを提供する東海道の宿場町として、周囲との和を尊び、新しい文化や人々を受け入れながら発展を遂げてきた。専門的な知識や技術を有した多様な職業の人が集住し、茶や桐などをめぐる様々な業種により地域産業が成り立ってきた系譜が、多様な業種が集積する今日の産業構造にも脈々と息づいている。

市内に立地する事業所の大多数が中小企業であり、とりわけその多くは小規模企業である。本市の産業と経済の発展は、これら中小企業により下支えされており、中小企業は雇用機会の創出や消費行動などの経済活動以外においても、まちづくりや災害対応などにおいて地域社会に貢献するなど、市民生活の向上と本市の発展に果たすその役割は非常に大きい。

本市の産業には、大規模な資本を有する特定の企業との受発注関係ばかりに依存しない、景気や経済の情勢の変化に柔軟に応じられるという特徴があるものの、少子高齢化、人口減少などの社会構造の変化や経済の国際化による企業間の競争の激化など、刻々と変化する時代の潮流への的確な対応が求められる今日にあっては、中小企業が成長する環境、そして将来にわたって活力が維持できる環境を創出していく必要がある。

中小企業の元気と活躍こそが地域経済、地域社会に躍動をもたらす原動力であるとの共通認識のもと、がんばる中小企業の自助努力と私たちの応援をもって地域全体で中小企業の振興を促進することにより本市の活力の向上と持続的な発展を目指すことを強く決意し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、地域経済において果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、市の中小企業の振興に関する基本理念及び基本的な事項を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業のうち、法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経済団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）の規定により設立された商工会議所、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）の規定により設立された商工会その他中小企業に関する団体のうち、市内で活動するものをいう。
- (4) 大企業 中小企業以外の者（金融機関を除く。）であって、市内に事務所又は事業所を設けて事業を営むものをいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学その他職業に必要な能力の育成を行う機関のうち、市内で活動するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業の振興は、創意工夫による競争力の向上や自主的な努力による経営力の向上など中小企業の主体的なやる気やがんばりを尊重して推進されること。
- (2) 中小企業の振興は、中小企業の成長を通じて地域社会がより豊かになること及び地域経済が長期にわたって外部環境の変化に適応できるようになることを旨として行われること。
- (3) 中小企業の振興は、がんばる中小企業が、地域の雇用確保、多様な人材の育成、人材の活躍の場の創出などを通じて地域経済を活性化し、地域の発展を支えているとの認識の下に行われること。
- (4) 中小企業の振興は、がんばる中小企業の持続的な発展に向け、創業から発達に至るまでの全ての段階において行われること。
- (5) 中小企業の振興は、中小企業、大企業、経済団体、金融機関、教育機関等、市民及び市が相互に連携して推進されること。

（基本方針）

第 4 条 前条の基本理念に基づく中小企業の振興に関する基本的な方針は次のとおりとする。

- (1) 中小企業の経営の安定及び革新を図ること。
- (2) 中小企業の新たな事業展開の促進、市場の開拓、情報通信技術等を活用した生産性の向上及び創業の促進を図ること。
- (3) 中小企業の人材の確保、育成及び定着並びに円滑な事業承継を図ること。
- (4) 中小企業への資金供給の円滑化を促進すること。
- (5) 中小企業に関する調査研究、情報の収集及び円滑な提供並びに中小企業の情報発信を図ること。
- (6) 中小企業における労働環境及び勤労者福祉の向上を図ること。
- (7) 小規模企業の経営の状況に応じた取組の推進を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、社会経済状況の変化に応じて計画的かつ効果的な中小企業振興施策を定め、実施するとともに、その実施に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 中小企業振興施策の実施に要する体制の整備及び財政上の措置に努めること。
- (2) 市が実施する工事の発注、物品及び役務の調達等において、中小企業の受注機会の増大に努めること。
- (3) 国、県その他機関との連携を強化するとともに、必要に応じて国及び県の施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業の責務)

第6条 中小企業は、経営基盤の強化、技術の向上、人材の育成、従業員の福利厚生の実施など、持続的な発展に向けた取組に自主的かつ積極的な努力を払うとともに、地域社会を構成する重要な一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和に努めるものとする。

(経済団体の役割及び責務)

第7条 経済団体は、中小企業の自助努力及び創意工夫による事業活動を積極的に支援するよう努めるものとする。

- 2 経済団体は、経済的なつながり等を鑑みながら必要な連携を図るよう努めるものとする。
- 3 経済団体のうち商工会議所及び商工会は、第1項に規定する支援の実施においては特に主体的に実施するものとする。

(金融機関の役割)

第 8 条 金融機関は、中小企業に適した円滑な資金供給、経営相談、販売先の開拓、有用な情報の提供その他の方法により中小企業の成長発展に資する支援を行うよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第 9 条 大企業は、自らの事業活動を行う上での中小企業の重要性を認識し、中小企業との連携に努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第 10 条 教育機関等は、望ましい勤労観、職業観などを育むキャリア教育の推進等教育研究活動を通じて、次世代を担う人材の育成を促進するよう努めるものとする。

2 教育機関等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第 11 条 市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として市内において生産され、製造され、又は加工される物品及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(推進会議)

第 12 条 市は、中小企業振興施策を推進するにあたり、中小企業振興推進会議(以下「推進会議」という。)を設置するものとする。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中小企業を代表する者
- (3) 経済団体を代表する者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 推進会議は、地域の経済情報や中小企業の情報についての情報交換を図るとともに、各機関で実施されている支援内容を共有し、その内容や今後の方策についての協議検討を行う。

4 推進会議の運営に関し、必要な事項は推進会議で定める。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例の一部を改正する条例

藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例（平成25年藤枝市条例第48号）の一部を次のように改正する。

本則中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

藤枝市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、藤枝市農業委員会（以下「委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 委員会の委員の定数は、17 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、14 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 2 9 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる藤枝市農業委員会の委員（選挙による委員に限る。）の全員が退任する日の翌日から適用する。

(藤枝市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び藤枝市農業委員会の選挙区に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 藤枝市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 29 年藤枝市条例第 15 号）

(2) 藤枝市農業委員会の選挙区に関する条例（昭和 32 年藤枝市条例第 28 号）

(藤枝市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 藤枝市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年藤枝市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

農業委員会の委員（会長を除く。）	月額 30,000 円
------------------	-------------

」を

「

農業委員会の委員（会長を除く。）	月額 30,000 円
農業委員会の農地利用最適化推進委員	月額 30,000 円

」に改める。

藤枝市景観条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定めることにより、美しく個性的な景観を市民や事業者とともに活かし、また創ることを通じて、地域振興や観光資源等も含めた健康で活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 景観の形成は、市民一人一人が健康で幸せな日常を営み、市民の笑顔があふれる美しいまちであることを旨として、行わなければならない。

2 景観の形成は、歴史ある街道文化、活気あふれる藤枝駅周辺をはじめとした地域の個性等が、緑豊かな自然と調和し、人々の暮らしや心に潤いや豊かさを育むことを旨として、行われなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(市の責務)

第 4 条 市は、良好な景観の形成を促進するため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

2 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行うにあたっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 市は、良好な景観の形成に関し、市民及び事業者の意識を高めるとともに、知識の普及に努めるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に関する理解を深め、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し、地域の景観の特性に十分配慮するなど、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(景観計画)

第7条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画に、同条第2項各号に定めるもののほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観形成重点地区)

第8条 市長は、景観計画において、特に良好な景観の形成に取り組むべきと認められる地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における法第8条第2項第2号に規定する事項について、重点地区ごとに定めることができる。

(届出を要する行為)

第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、景観法施行令(平成16年政令第398号)第4条第1号に規定する行為のうち、規則で定めるものとする。

2 前項の条例で定める行為を行おうとする者は、法第16条第1項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して市長に届け出なければならない。

(届出を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為（規則で定める工作物に係る行為に限る。）のうち規則で定めるもの
- (3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定める規模のもの

2 前項各号の規則で定める行為及び同項第2号の規則で定める工作物は、重点地区ごとに定めることができる。

(特定届出行為)

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に規定する届出を要する行為（法第16条第7項に規定するものを除く。）とする。

(景観計画への適合)

第12条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するものとする。

(完了届)

第13条 法第16条第1項又は第2項に規定する届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指導又は助言)

第14条 市長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、法第16条第1項各号に掲げる行為(法第16条第7項の適用を受ける行為を除く。)をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

(景観重要建造物等の指定の手続)

第15条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木(第20条及び第22条において「景観重要建造物等」という。)の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

(管理の方法の基準)

第16条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物に消火器、消火栓その他必要な消火設備を設置すること。
- (2) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該景観重要建造物に係る良好な景観の保全のため必要な方法の基準として規則で定めるもの

2 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の剪定その他適切な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の枯死等を防ぐため、病虫害の防除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該景観重要樹木に係る良好な景観の保全のため必要な方法の基準として規則で定めるもの

(景観まちづくり協議会の認定等)

第17条 一定の地域における良好な景観の形成を推進するための活動を自主的に

行うことを目的として組織された団体で、次の各号のいずれにも該当するものは景観まちづくり協議会として市長に認定を申請することができる。

- (1) その活動が、当該一定の地域における良好な景観の形成に寄与することと認められるものであること。
- (2) 当該一定の地域に存する土地又は建築物等の所有者等の多数で組織されたものであること。
- (3) その活動が、財産権を不当に制限するものでないこと。

(景観まちづくり協議会の認定の取消し)

第18条 市長は、景観まちづくり協議会が前条に規定する要件に該当しなくなつたと認めるとき又は景観まちづくり協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(表彰)

第19条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者その他の関係者を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に著しく貢献したと認められる個人又は団体を表彰することができる。

(助成等)

第20条 市長は、景観重要建造物等の所有者若しくは占有者又は景観まちづくり協議会その他良好な景観の形成に寄与すると認められる活動を行っている者に対し、予算の範囲内において、景観重要建造物等の維持管理に要する費用及び当該活動に要する費用の一部を助成し、又は必要な技術的支援を行うことができる。

(藤枝市景観審議会の設置)

第21条 市長は、良好な景観の形成の円滑な推進を図るため、藤枝市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、景観の形成の推進を図るため次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 景観計画に関する事項
- (2) 景観形成重点地区に関する事項
- (3) 景観計画提案に関する事項
- (4) 景観法に基づく行為の届出に関する事項

- (5) 景観重要建造物等に関する事項
 - (6) 景観協定に関する事項
 - (7) その他市長が必要と認めた事項
- (組織)

第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期等)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市医学生等修学資金貸付条例

藤枝市医学生修学資金貸付条例(平成20年藤枝市条例第36号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、医学生等(医師、薬剤師、助産師又は看護師(以下「医療職」という。))を養成する学校、大学又は養成所(以下「養成施設」という。)に在学し、又は入学が決定した者をいう。)で、卒業後に藤枝市立総合病院(以下「市立病院」という。)の医療職の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸し付けることにより、市立病院における医療職員の充足を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 藤枝市立総合病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを備えている医学生等に対し、修学資金の貸付けを行うことができる。

- (1) 別表に掲げる養成施設に在学又は入学が決定した者
- (2) 当該業務に必要な免許(以下「免許」という。)を取得後(医師にあつては、市立病院での2年間の臨床研修後)、引き続き当該医療職として市立病院で働く意志を有している者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当しない者

2 対象者の人数は、毎年度予算の範囲内において、管理者が定める。

(修学資金の額等)

第3条 修学資金の額は、別表の左欄に掲げるその者の在学する養成施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 貸付期間は、原則として貸付けの決定の日(次条において「決定日」という。)の属する月から正規の修学の期間が終了する日の属する月までの間とする。

3 修学資金は、無利子とする。

(貸付けの方法)

第4条 修学資金は、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、決定日の属する月にあつては、翌月に併せて貸し付けるものとする。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定める書類を添えて、申請書を管理者に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人を2人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、申請者が修学資金の貸付けを受けたときには、その者と連帯して債務を負担するものとする。

3 第1項の連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、年齢が20歳以上の者でなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 管理者は、第5条の規定による申請があったときには、速やかにその内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定による決定に当たり、必要と認めるときは申請者の面接を実施しなければならない。

(貸付けの停止)

第8条 管理者は、修学資金の貸付けを受けている者(以下「貸付対象者」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けた修学資金があるときは、当該貸付金は、当該貸付対象者が復学した日の属する月の翌月以後の月分として貸し付けたものとみなす。

2 管理者は、前項の規定により修学資金の貸付けを停止したときは、その旨を貸付対象者及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸付決定の取消し)

第9条 管理者は、貸付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条第1項各号に掲げる要件のいずれかを失ったとき。
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸付けを受けたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による貸付けの取消しについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「停止した」とあ

るのは「取り消した」と、「貸付対象者及び連帯保証人」とあるのは「同項第1号に掲げる場合にあつては連帯保証人に、同号に掲げる場合以外の場合にあつては貸付対象者及び連帯保証人」と読み替えるものとする。

(借用証書の提出)

第10条 貸付対象者は、貸付期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたときは、直ちに貸付けを受けた修学資金の全額について借用証書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、貸付対象者の死亡により借用証書の提出ができないときは、貸付対象者に代わり、連帯保証人が借用証書を提出しなければならない。

(償還)

第11条 貸付対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、貸付けを受けた修学資金の全部を、管理者が定める期日までに一括償還しなければならない。

(1) 第9条第1項の規定により、貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 正規の修学期間に2年(薬剤師、助産師又は看護師(以下「薬剤師等」という。))にあつては1年)を加えた期間内に卒業できなかったとき。

(3) 養成施設を卒業後、2年(薬剤師等にあつては1年)以内に免許を取得しなかったとき。

(4) 医師として勤務すべき者にあつては、免許取得後、直ちに市立病院で2年間の臨床研修を行わないとき(臨床研修期間が2年間に満たないときを含む。)

(5) 薬剤師等として勤務すべき者にあつては、免許取得後、直ちに市立病院で医療職として勤務しなかったとき。

(6) 貸付対象者が、修学資金の償還債務を有する期間中に懲戒免職にされたとき又は懲戒免職に相当する非違行為により死亡したとき。

(7) その他管理者が特に修学資金の貸付けについて不相当と認めたとき。

2 貸付対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、第4項に定める計算方法により算出した額を、管理者が定める期日までに一括償還しなければならない。

(1) 医師にあつては、医師(常時勤務する者に限る。以下同じ。)として勤務した月数(免許取得後、直ちに市立病院で2年間の臨床研修を行い、引き続き市立病院に勤務した場合における当該勤務した月数に限る。)に24月を超えない範囲内で規則で定める月数を通算した月数が、修学資金の貸付けを受けた月数に満たないとき。

(2) 薬剤師等にあつては、市立病院の当該医療職として勤務した月数が修学資金

の貸付けを受けた月数に満たないとき。

(3) 公務以外の事由で死亡し、又は公務に起因する心身の故障以外の事由で免職されたとき。

3 前2項の場合において、管理者が当該貸付対象者の資力、生活状況等を考慮して特に認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して償還させることができる。

4 第2項で定める償還額を求める計算方法は、次のとおりとする。

その者が貸付けを受けた修学資金の月額×(貸付月数－市立病院の当該医療職として勤務した月数)

(償還債務の免除)

第12条 管理者は、貸付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の償還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 医師にあつては、免許取得後、直ちに市立病院で2年間の臨床研修を行い、引き続き市立病院の医師として勤務した場合において、医師として勤務した月数と24月を超えない範囲内で規則で定める月数を通算した月数が、修学資金の貸付けを受けた月数に達したとき又は前条第1項第4号若しくは第2項第1号に該当するに至った事由が、やむを得ない事由として規則で定める事由である場合であつて、その事由が止んだ後市立病院の医師として勤務した月数が修学資金の貸付けを受けた月数に達したとき。

(2) 薬剤師等にあつては、免許取得後、市立病院の医療職として勤務した月数が、修学資金の貸付けを受けた月数に達したとき。

(3) 公務又は通勤途上に死亡したとき。

(4) その他管理者が必要と認めたとき。

(償還の猶予)

第13条 管理者は、貸付対象者が疾病その他特別の事由により償還が困難であると認めるとき、又はやむを得ない事由として規則で定める事由に該当するときは、当該事由が継続する間又は2年間を超えない範囲でその事由を勘案して管理者が定める期間、償還を猶予することができる。

2 前項の規定により償還の猶予を受けようとする者は、管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、猶予の可否を決定し、その旨を当該貸付対象者に通知するものとする。

(遅延損害金)

第14条 貸付対象者は、正当な理由がなく修学資金を償還すべき日までに償還しなかったときには、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき規則で定める割合で計算した遅延損害金を支払わなければならない。

(届出の義務)

第15条 貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。この場合において、貸付対象者が疾病その他の事由により届け出ることができないときは、その理由を付して連帯保証人が届け出なければならない。

(1) 貸付対象者が休学し、復学し、停学し、転学し、又は退学したとき。

(2) 貸付対象者又は連帯保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったとき。

2 貸付対象者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(学業成績表等の提出)

第16条 貸付対象者は、毎年4月末日までに、在学する学年を記載した在学証明書及び前年度末における学業成績表を管理者に提出しなければならない。

(現況届の提出)

第17条 貸付対象者は、養成施設を卒業した日から修学資金の償還の債務の全額を免除され、又は償還の債務の履行を終了するまでの間（市立病院に勤務している期間を除く。）、毎年4月1日現在の状況を同月末日までに、管理者に届け出なければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の藤枝市医学生修学資金貸付条例により貸し付けられた修学資金は、この条例の相当規定により貸し付けられたものとみなす。

別表（第2条、第3条関係）

養成施設区分	金額
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 第 8 7 条第 2 項の医学を履修する課程 を有する同法に基づく大学（同法第 9 7 条に規定する大学院を除く。）	月額 2 5 万円
学校教育法第 8 7 条第 2 項の薬学を履 修する課程を有する同法に基づく大学	月額 5 万円
保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律 第 203 号）第 1 9 条第 1 号、第 2 0 条 第 1 号又は第 2 1 条第 1 号の規定によ り文部科学大臣が指定する大学	月額 1 0 万円
保健師助産師看護師法第 1 9 条第 2 号、第 2 0 条第 2 号又は第 2 1 条第 3 号の規定により都道府県知事が指定 した養成所	月額 5 万円

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区間
20363	2地区363号線	高柳三丁目349番2地先 高柳三丁目359番3地先

市有財産（土地）の取得について

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|--|-------|
| 1 | 土地の所在 | 藤枝市谷稲葉字柳坪232番1 | ほか34筆 |
| 2 | 面積 | 12,635.41㎡ | |
| 3 | 取得予定価格 | 307,624,604円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市土地開発公社
理事長 河野 一行 | |

第 8 1 号議案

建設工事請負契約の締結について（農道北方中部 2 号線災害復旧工事）

平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日制限付き一般競争入札に付した建設工事について請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 農道北方中部 2 号線災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 1 6 8 , 4 8 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 藤枝市城南二丁目 7 番地の 3
角丸建設 株式会社
代表取締役 伊藤 明 |

藤枝総合運動公園の指定管理者の指定について

藤枝総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 藤枝総合運動公園 |
| 2 | 指定管理者 | 藤枝市原100番地
藤枝市サッカー協会グループ
代表者 藤枝市サッカー協会 会長 大塚 博巳 |
| 3 | 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |

藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスの指定管理者の指定について

藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝市民グラウンド
藤枝市民テニス場
- 2 指定管理者 静岡市駿河区稲川一丁目1番3号地建稲川ビル3階
株式会社 協栄 静岡支店
支店長 松島 秀行
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者の指定について

藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝市民体育館
藤枝市武道館
- 2 指定管理者 藤枝市駅前三丁目21番1号
特定非営利活動法人 藤枝市体育協会
会長 河島 邦夫
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

養護老人ホーム藤枝市立円月荘の指定管理者の指定について

養護老人ホーム藤枝市立円月荘の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 養護老人ホーム藤枝市立円月荘
- 2 指定管理者 藤枝市中ノ合252番地の1
社会福祉法人 富水会
理事長 大井 市郎
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

藤枝市老人福祉センター藤美園の指定管理者の指定について

藤枝市老人福祉センター藤美園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝市老人福祉センター藤美園
- 2 指定管理者 藤枝市岡部町内谷 1 4 0 0 番地の 1
社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会
会長 井田 久義
- 3 指定の期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

いきいきサロン藤の里の指定管理者の指定について

いきいきサロン藤の里の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 いきいきサロン藤の里
- 2 指定管理者 藤枝市岡部町内谷1400番地の1
 社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会
 会長 井田 久義
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者の指定について

藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝市瀬戸谷温泉施設
- 2 指定管理者 藤枝市本郷5437番地
株式会社 ふるさと瀬戸谷
代表取締役 仲田 末治
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

藤枝市岡部玉露の里の指定管理者の指定について

藤枝市岡部玉露の里の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝市岡部玉露の里
- 2 指定管理者 静岡市葵区鷹匠一丁目14番5号
株式会社 静鉄リテイリング
代表取締役 中野 治夫
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者の指定について

藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝市朝比奈活性化施設
- 2 指定管理者 藤枝市岡部町玉取1452番地
玉取むらづくり会議
会長 浮島 豊壽
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年11月藤枝市議会定例会 議案提案理由書（第65号～第90号議案）

第65号議案

平成28年8月8日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与の改定措置が行われたことに伴い、藤枝市議会議員の期末手当の改定を行うものであります。

第66号議案

平成28年8月8日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与の改定措置が行われたことに伴い、特別職の職員の期末手当の改定を行うものであります。

第67号議案

平成28年8月8日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与の改定措置が行われたことに伴い、藤枝市職員の給料月額、勤勉手当及び扶養手当の改定を行うものであります。

第68号議案

雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、雇用保険の失業手当に相当する額の退職手当の給付を受けることができる職員の範囲を拡大し、あわせて所要の改正を行うものであります。

第69号議案

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、同法を引用している条文中の字句の整理を行うものであります。

第70号議案

法人市民税の超過課税を5年間延長するほか、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

第71号議案

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

第 7 2 号議案

藤枝総合運動公園多目的広場人工芝広場の夜間照明設備の設置に伴い、使用区分及び使用料の改定を行うとともに、指定管理者が料金を定める際の手続き等について規定を追加するものであります。

第 7 3 号議案

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額の算定方法の改正を行うものであります。

第 7 4 号議案

中小企業の成長発展を進めるため、本市の中小企業の振興に関する基本理念等を定めるものであります。

第 7 5 号議案

工場立地法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法を引用している条文中の字句の整理を行うものであります。

第 7 6 号議案

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定め、関連する条例の改廃を行うものであります。

第 7 7 号議案

良好な景観を通じて健康で活力あるまちづくりに寄与するため、景観形成に関する基本的事項及び景観法の施行に関して必要な事項を定めるものであります。

第 7 8 号議案

藤枝市立総合病院において従事する薬剤師を確保するため、従来 of 医学生、看護師及び助産師を養成する施設に在学している者に加えて、薬剤師を目指す学生に修学資金の貸付けを行うため、全部を改正するものであります。

第 7 9 号議案

道路新設に伴い、路線を認定するものであります。

第 80 号議案

静岡県環境衛生科学研究所及び一般財団法人静岡県生活科学検査センターの移転先として、藤枝市がそれらの建設用地を有償で提供するため、藤枝市土地開発公社が保有する谷稲葉事業用地（第 2 工区）12,635.41㎡を取得するものであります。

第 81 号議案

本件は、農道北方中部 2 号線災害復旧工事について請負契約を締結するものであります。

入札は、制限付き一般競争入札により平成 28 年 10 月 24 日、4 者によって行い、その結果、角丸建設株式会社が入札額 1 億 5,600 万円で落札しましたので、これに消費税 1,248 万円を加算した額で請負契約を締結するものであります。

工事は、市議会の議決の日の翌日から着工し、平成 30 年 3 月 20 日完成を予定しています。工事の概要については、地すべり対策工として集水井工を 2 基と農道復旧工を 5 箇所、施工するものであります。

第 82 号議案から第 90 号議案まで

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者について、議会の議決を求めるものであります。